

# 第1回 港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会

日時：令和3年3月24日（水）

午前10時00分

場所：港南区役所6階 601・602

（司会：港南区区政推進課）

## 次 第

開 会

1 あいさつ（区政推進課長）

2 委員紹介（資料①）

3 議 事

（1）整備概要（資料②）

（2）建設懇談会設置要綱について（資料③）

（3）委員長・副委員長の選出について

（4）整備計画（住民説明会時・修正）について（資料④）

（5）地域二ース機能室の検討について（資料⑤）

4 意見交換・質問

5 児童相談所等の整備について（資料④）

6 事務連絡（事務局）

閉 会

---

### ○配布資料

① 港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会委員名簿

② 整備概要

③ 港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会設置要綱（案）

④ 平面プラン（地元説明会時・修正）図面

⑤ 地域二ース機能室比較表（3案比較）

### ○行政関係者

港南区（区政推進課、地域振興課、福祉保健課）

市民局（地域施設課）

健康福祉局（地域支援課）

こども青少年局（こども家庭課）

建築局（施設整備課）

## 港南区複合公共施設(仮称)建設懇談会名簿

令和3年3月24日

敬称略

番号	名 前	所 属 な ど
1	三橋 茂樹	永野連合町内会 会長 南高台町内会長
2	山田 敏明	上永谷富士見台自治会長
3	阿曾 弘美	丸山台自治会長
4	臼居 一郎	上野庭町内会長
5	竹森 繁登	下野庭町内会長
6	渡邊 正一	美晴台自治会長 永野地区 社会福祉協議会 会長
7	高橋 克彦	上永谷町内会長 永野地区 社会福祉協議会 副会長
8	西澤 正彦	上永谷月見ヶ丘睦会長
9	中山 義夫	いずみプラザ上永谷自治会長
10	永井 順子	勸永町内会長
11	吉田 圭吾	菱興上永谷自治会長
12	黒川 暁博	永野地区 社会福祉協議会 副会長 永野地区 民生委員児童委員協議会 会長
13	高橋 久美子	永野地区 保健活動推進員会 代表
14	依田 秀穂	永野地区 シルバークラブ連合会 代表
15	片伯部 富	永野地区 福祉ネットワーク 代表

## 「港南区複合公共施設」の整備概要について

## 1 敷地概要

所在地	港南区丸山台1-9-10（上永谷駅 徒歩5分）
現況	港南土木事務所
地目・地積	宅地・3,314.26㎡
用途地域	準住居地域
建ぺい率/容積率	60%/200%
高度地区指定	第4種高度地区
その他	令和3年度 移転予定

## 2 跡利用について

- ・地域ケアプラザ、コミュニティハウス及び南部児童相談所の合築による整備
- ・同敷地内に消防団器具置場の整備

## 3 施設概要

地域ケアプラザ	誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するための施設。
コミュニティハウス	こどもから高齢者まで、地域住民の交流やボランティア活動等、地域活動のもっとも身近な拠点。
南部児童相談所	児童福祉法に基づいて設置され、18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じる児童福祉の行政機関。また、親の病気や児童虐待など様々な事情で、家庭で養育できない子どもを一時的に保護する施設（定員45名）。

※地域ケアプラザ及びコミュニティハウスと南部児童相談所は別々の出入口となります。（建物内での行き来も不可）

※地域ケアプラザとコミュニティハウスは両施設が融合した施設になります。

※会合等に使用する集会スペースについても検討しています。

## 4 整備スケジュール（想定）

令和3年度以降	実施設計（概ね1年間）、 地域ケアプラザ・コミュニティハウス建設懇談会 工事（概ね2年間）
令和6年度	開所予定

## 【案内図】



# 地域ケアプラザとは？

子どもを遊ばせながら、子育てについて話し合える場がほしい

定年退職したので、何かやりがいのあることをしたい

一人暮らしで、日々の生活に不安

障害のある子、地域の中で知り合いをつくりたい



このようなニーズに応えるために！

中学校区程度（≒日常生活圏域）に  
1か所 **地域ケアプラザを設置**

**横浜市  
独自施設**

令和3年3月現在 140か所（目標146か所）  
港南区内10か所目（目標10か所）

※今回は、コミュニティハウスとの整備・運営を一体化

# 地域ケアプラザの目的

## 地域ケアプラザ業務連携指針（平成30年4月）（抜粋）

地域ケアプラザは、

**「地域の身近な福祉・保健の拠点」**として、

**地域住民の福祉・保健活動や**

**ネットワークづくりを支援**するとともに、

住民主体による支え合いのある**地域づくりを支援**します。

「地域づくりを支援する」  
については、のちほど！



# 地域ケアプラザの機能



## 1 地域づくり (地域の身近な福祉保健活動の拠点)

地域の皆さんの福祉・保健活動やネットワークづくり、  
住民主体による支え合い活動を支援します。

- ・ 活動や交流の場として、各部屋をご利用いただけます。
- ・ ボランティア育成講座、認知症予防教室、介護予防講座、子育て講座などを開催しています。
- ・ 職員が地域に出て、地域活動の支援を行います。

## 2 福祉・保健の相談・支援 (地域包括支援センター) (地域の身近な相談窓口)

福祉・保健の専門の相談員が相談を無料でお受けし、  
情報提供や関係機関との連絡調整を行います。

※ 居宅介護支援事業所の  
業務も実施しています。



# 地域ケアプラザの機能（補足）

## 施設貸出の（隠された）役割

- ①情報収集  
地域情報やニーズ
- ②担い手の発掘  
ボランティア・地域貢献活動等、  
地域の福祉保健活動に巻き込む



調理室での配食ボランティア活動



▲地域ケアプラザで行われている親子交流の場

## 自主事業の開催

「この地域の魅力・課題は？」  
「どんな仕掛けをしたら良い？」

⇒課題解決の手段のひとつ  
として、自主事業を開催



## コミュニティハウスについて

### 1 コミュニティハウスとは

子どもから高齢者まで、様々な市民の交流や地域活動（自主グループ活動、ボランティア活動、児童・青少年活動、自治会・町内会活動等）の身近な拠点として、中学校区程度に1館を目途に整備します。

コミュニティハウスは、横浜市地区センター条例に基づいて設置する条例設置型コミュニティハウスのほか、学校施設活用型コミュニティハウスがあります。

今回は、条例設置型コミュニティハウスとして地域ケアプラザ、南部児童相談所等との合築により整備します。

### 2 コミュニティハウス概要

	条例設置型コミュニティハウス
事業所管局	市民局
設置根拠	横浜市地区センター条例
位置付け	公の施設
運営方法	指定管理者による運営
週開館日数	週7日開館
休館日	年末年始（12/29～1/3） 施設点検日（月1回）
開館時間	9時から21時まで（日祝日は17時まで）
港南区内の整備済 コミュニティハウス （7館：条例設置型3館、 学校施設活用型4館）	・桜道コミュニティハウス ・日野南コミュニティハウス ・上大岡コミュニティハウス

#### ◆港南区内の学校施設活用型コミュニティハウス

①野庭すずかけコミュニティハウス（野庭すずかけ小学校内）、②上永谷コミュニティハウス（上永谷中学校内）、③日限山コミュニティハウス（日限山小学校内）、④港南台コミュニティハウス（港南台第三小学校内）

### 3 地区センターとコミュニティハウスの違い

地区センターとコミュニティハウスは、様々な市民の交流や地域活動の身近な拠点として位置づけられています。整備面積、部屋の構成、利用料金について、以下のような違いがあります。

	コミュニティハウス	地区センター
整備面積 (標準)	約 300 m <sup>2</sup> (単館整備した既存施設の標準面積)	約 1,700 m <sup>2</sup>
部屋の構成	会議室 ロビー 学習室など	会議室 ロビー 学習室 体育室 図書コーナー プレイルームなど
利用料金	無料	有料

※港南区内の地区センター：

- ・港南地区センター      ・永谷地区センター      ・港南台地区センター
- ・東永谷地区センター      ・野庭地区センター

※部屋の貸し出しのほか、施設が主体となって実施する自主事業（講座、イベント等）も行われています。



# 横浜市南部児童相談所概要—令和2年度—

## 1 児童相談所の業務

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置された児童福祉行政の第1線機関であり、18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。各区の福祉保健センター（各区役所）においても子どもに関する相談を受け付けていますが、特に児童相談所では、児童の保護が必要である場合など、より専門的な判断や法令上の対応などが求められる相談に応じています。

横浜市では、所管区域ごとに4か所の児童相談所で相談を受けています。

**児童福祉法第11条**「都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない」

1 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

2 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと

イ 各市町村の区域を越えた広域的な見地から、実情の把握に努めること

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

**児童福祉法第12条** 「都道府県は、児童相談所を設置しなければならない」

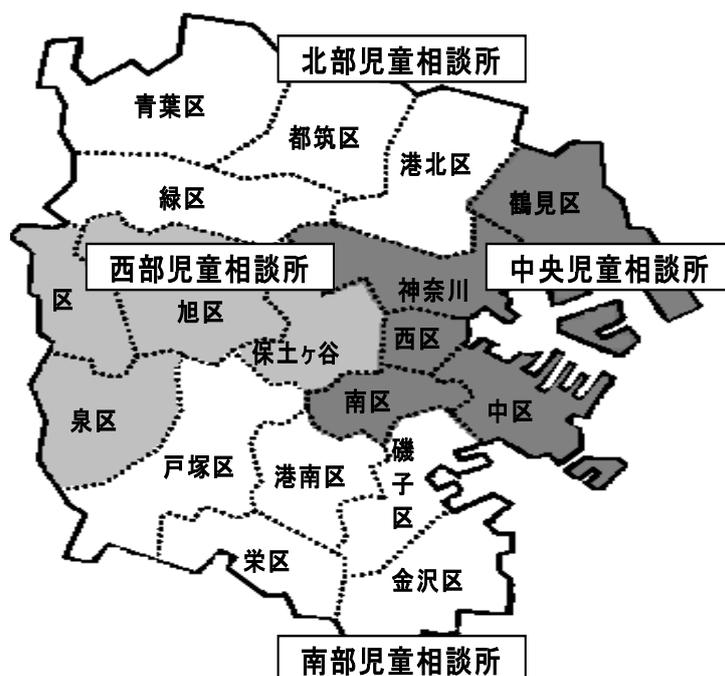
## 2 南部児童相談所の組織等

(1)所在地 …磯子区洋光台3-18-29（電話：831-4735／FAX：833-9828）

(2)設置年月日…昭和49年10月1日

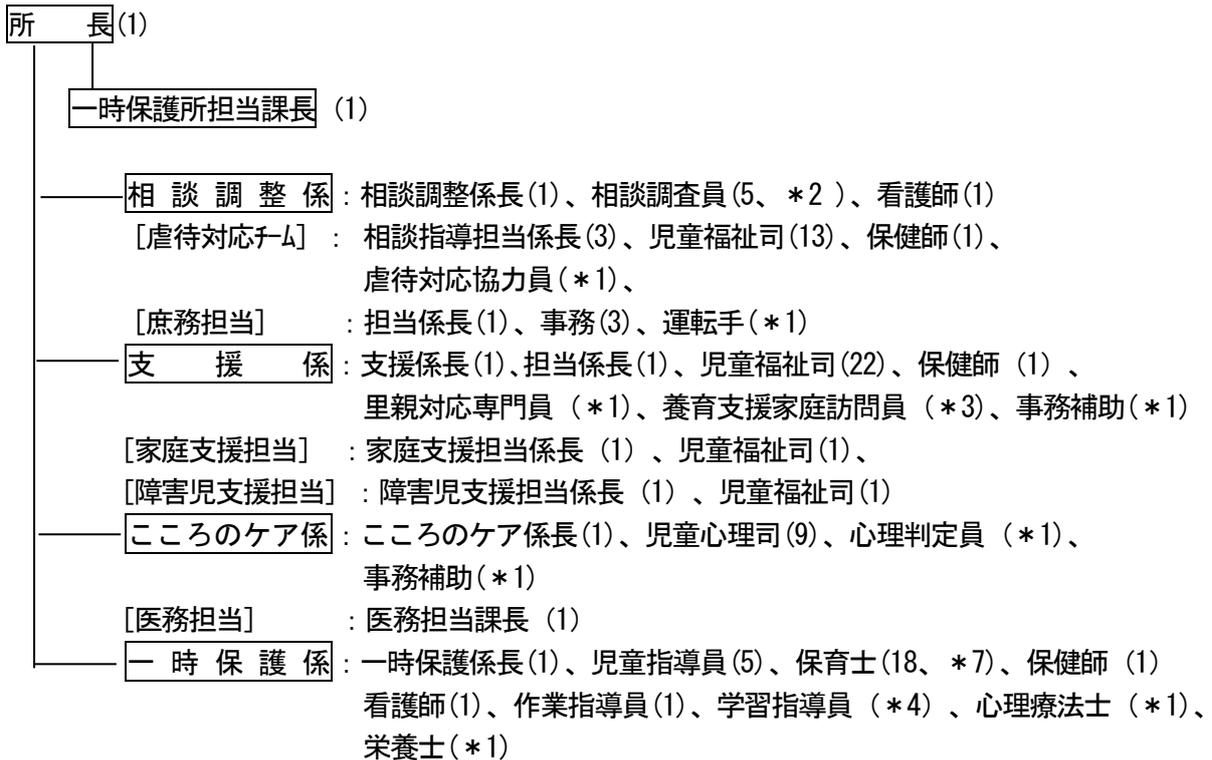
（※昭和31年11月…横浜市児相〔現中央〕／平成7年…北部児相設置／平成19年西部児相設置）

(3)所管区 …港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区（計5区）



(4)区域人口 …978,497人／内児童人口142,117人（令和2年1月1日現在）

(5) 組織および職員構成



計 121人 《\*印…会計年度任用職員(フルタイム)24名》

※注…嘱託医師(6)、契約弁護士(1)は含まず

児童相談所では、児童福祉司や相談調査員、児童心理司、保健師、看護師、児童指導員、保育士、精神科医師等の専門スタッフにより、チームを組んで支援を行います。

相談調整係 【相談調査員、保健師又は看護師】

児童相談所に寄せられる新規相談の受付(電話相談、来所相談)を行います。

相談指導担当(虐待対応チーム) 【児童福祉司、保健師又は看護師、虐待対応協力員】

虐待相談や通報に対して、主として初期的な対応を行う専門部署として、相談調整係の中に設置しています。

支援係 【児童福祉司、保健師又は看護師、里親対応専門員、養育支援家庭訪問員】

養護・非行・障害等に関する児童や家族からの相談に対し、在宅生活の支援、社会的養護の実施から家族再統合まで、継続的かつ総合的な支援を行います。

家庭支援担当 【児童福祉司】

障害児支援担当 【児童福祉司】

こころのケア係 【児童心理司、心理判定員、精神科医師、小児科医師等】

児童の医学的・心理学的な診断や治療等の援助を行います。

愛の手帳心理判定。

一時保護係 【児童指導員、保育士、保健師又は看護師、学習指導員、心理療法士、栄養士等】

児童の一時保護を行っています。中央児童相談所では、自立支援に関する部門も設置しています。

3 相談受付状況（南部児童相談所）

相談種別	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
養護	1,117	1,200	1,400	1,932	2,214
障害	1,705	1,714	1,986	2,021	2,230
非行	117	77	78	76	67
育成	62	66	78	88	64
その他	14	5	8	7	22
合計	3,015	3,062	3,550	4,124	4,597

障害相談、養護相談の順に相談が寄せられています。

4 児童虐待把握件数（南部児童相談所）

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
身体的虐待	95	80	117	153	155
保護の怠慢	61	39	65	66	53
性的虐待	6	4	4	3	6
心理的虐待	199	257	270	463	466
合計	361	380	456	685	680

令和元年度 身体的虐待 22.8%、保護の怠慢 7.8%、性的虐待 0.9%、心理的虐待 68.5%

5 一時保護件数（南部児童相談所）

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
保護件数	329	291	327	384	433
保護日数	10,847	11,304	14,766	14,521	19,133
1件当り日数	30.0	38.8	45.2	37.4	44.2

※児童福祉法33条委託（施設、里親等）も含む全一時保護件数

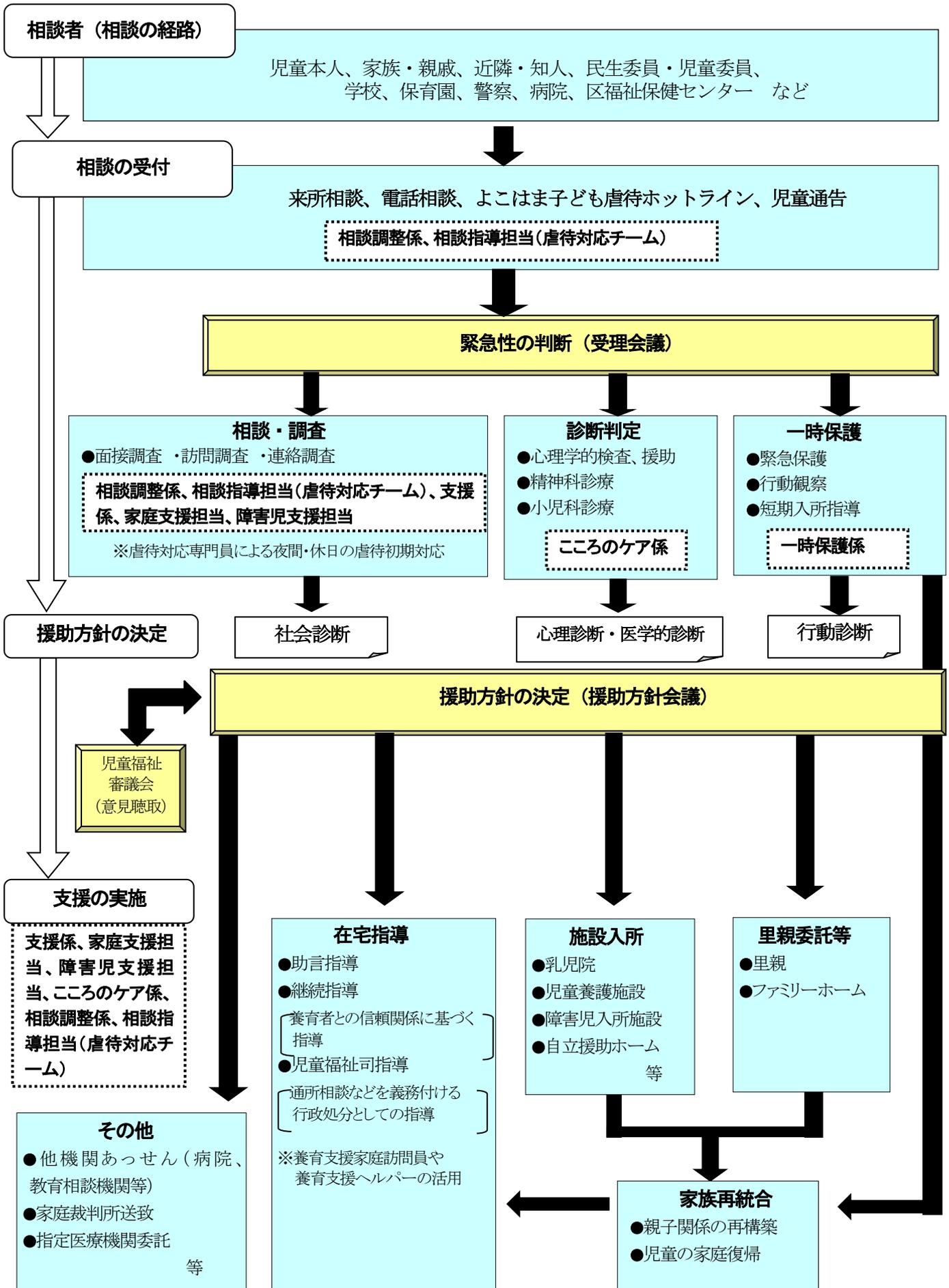
6 令和元年度一時保護状況（南部児童相談所）

一時保護所		警察署		児童福祉施設		里親等		その他		計	
件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数
328	30	0	0	30	—	11	—	15	—	384	37
	12302		0		1116		210		893		14521

※件数の破線の右側の数字は前年度繰越分（内数）

※一時保護所以外の前年度繰り越し分は、児童福祉施設・里親・その他の合計で7件。

7 児童相談所の相談・支援の流れ



## 一時保護所の主な役割



- 緊急保護
  - ア) 棄児、迷子、家出児童
  - イ) 被虐待児童(ネグレクト含む)
  - ウ) 自傷他害のおそれのある児童
- 行動観察
 

生活、集団場面での児童の行動特性と適切な関わり方の把握(→家庭、施設に情報提供)
- 短期入所指導

## 対象年齢



- 2歳から18歳未満
 

横浜市では3つのブロックに分けて運営

  - 〔幼児ブロック(2歳～6歳)
  - 〔女子学童ブロック(6歳～18歳未満)
  - 〔男子学童ブロック(6歳～18歳未満)
- 厳密には、18歳の誕生日の前日までが対象
- 0歳から1歳児は、乳児院に委託

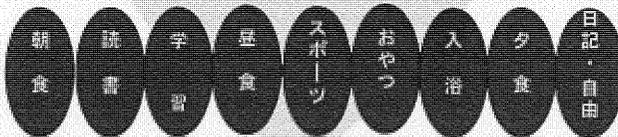
## 主な日課



### • 幼児



### • 学童



## 年間行事

- 4月 お花見
- 6月 春の遠足
- 7月 七夕
- 8月 花火大会・夏祭り
- 10月 秋の遠足
- 12月 年末お楽しみ会
- 1月 お餅つき大会
- 2月 節分



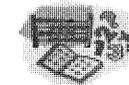
\* その他、各種団体からの招待行事

## 生活全般にわたる支援



- 支援目標は、担当福祉司と協議の上決定
- 各児童に適切かつ一貫した対応を行えるように、職員間の引継ぎは綿密に実施
- 基本は集団活動をとおしての支援。  
状況に応じて、個別・個室対応、個別面接、  
心理面接、日記等の対応を組み合わせ
- 月1回こども会議を開催(意見箱)

## 学習



- 判定テストを実施し、学習の習熟度を確認  
中学生は英数国 小学生は算数&国語
- 中学生、小学生高学年、小学生低学年  
の3クラスに分けて学習  
習熟度に合わせた個別プリントを使用
- 職員は、教員免許状を有した学習担当職員と  
ブロック職員がチームで対応  
(生活の場=学習の場)

## 給食・おやつ



- 栄養士が作成した献立表を、給食委員会で検討  
したうえで実際の調理メニューを決定
- 入所児童の意見も、給食委員会を介して調理メ  
ニューに反映
- 食物アレルギー児童の給食・おやつは、献立表、  
調理共に全く他児分とは別立てで実施  
食事提供時は、トリプルチェック



- 特に入所当初の家庭、保育園、学校等からのア  
レルギー情報は重要です

## なんぶのいえの主な設備

幼児ブロック	学童ブロック (男女共通)	共有部分
保育室	ホール	遊戯室
ベッド部屋 (7~8人)	4~5人部屋×2室	食堂
畳部屋 (7~8人)	2人部屋×2室	学習室
静養室	1人部屋×2室	園庭
	静養室	面接室×2室
		相談・判定室×2室

男子居室(1人)



男子居室(2人)



男子居室(和4~5人)



男子ホール



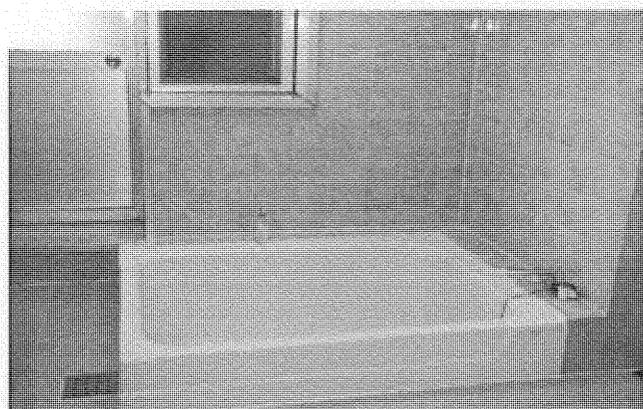
女子ホール



男子職員室(内)



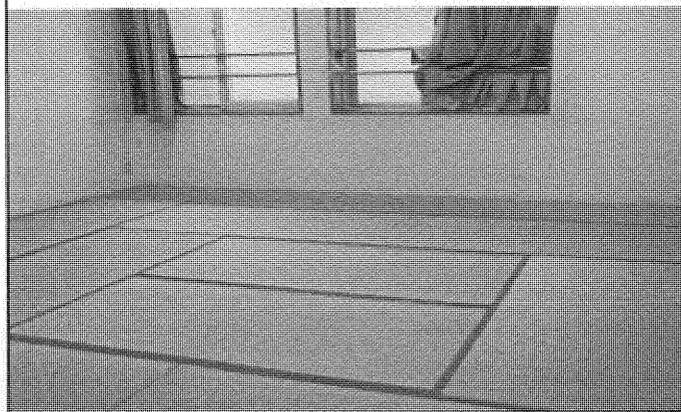
男子風呂①



幼児居室(ベッド)



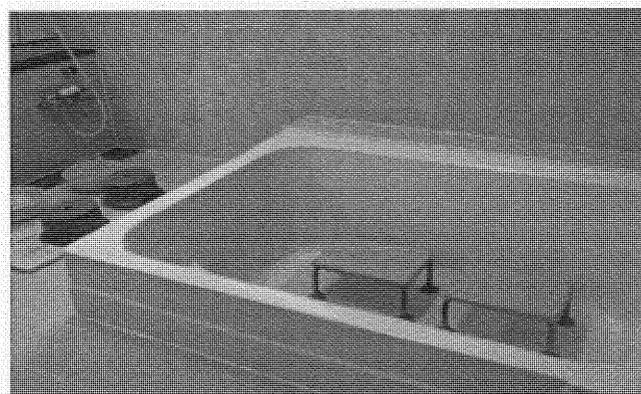
幼児居室(和室)



幼児保育室



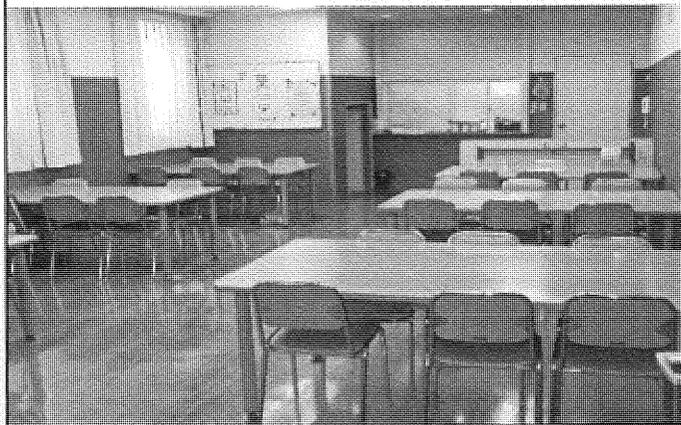
幼児風呂①



学習室



食 堂



遊 戲 室



園 庭



医 務 室



# 消防団器具置場の建設について

## 1 本市消防団の組織

消防団は、常備消防といわれる消防本部・消防署とともに、消防組織法に基づいて設けられている消防機関で、全国の市町村にあります。両者は連携協力してあらゆる災害に対応していますが、消防団は、動員力や地域密着性に特徴があり、地域防災力の中核として期待され、活動を行っています。

## 2 消防団の主な活動

消防団員は、本市非常勤の特別職公務員であり、消防署と連携して、以下のような活動を行っています。

### (1) 火災等の災害対応

火災発生時に、消火活動を実施しています。

### (2) 台風等の風水害

大型台風等で被害が甚大な場合、消防団員が器具置場に参集し、災害対応を行っています。

### (3) 地震災害

震度5強以上の地震が発生した際、全消防団員が自動参集し、災害対応を行います。

### (4) 訓練

ポンプ操法訓練等の放水訓練や大規模災害対応訓練など各種訓練を、年間通じて実施しています。

### (5) 巡回警戒

春・秋の火災予防週間の期間中や年末年始消防特別警備の期間中のほか、連続放火火災等が発生した際などに、火災予防に関する巡回警戒を実施しています。

### (6) 地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務

自治会や学校等に対し、火災や地震、応急手当等に関する防災指導を、年間通じて実施しています。

## 3 消防団器具置場の整備

消防団の器具置場整備については、可搬式小型動力ポンプ積載車の車庫としての用途や災害時の作戦本部として使用する活動拠点としての用途を目的に、本市の負担で、順次整備を実施しています。

器具置場建設事業は、立ち退き要求や老朽化等による更新要望のある器具置場を中心に、整備を進めています。

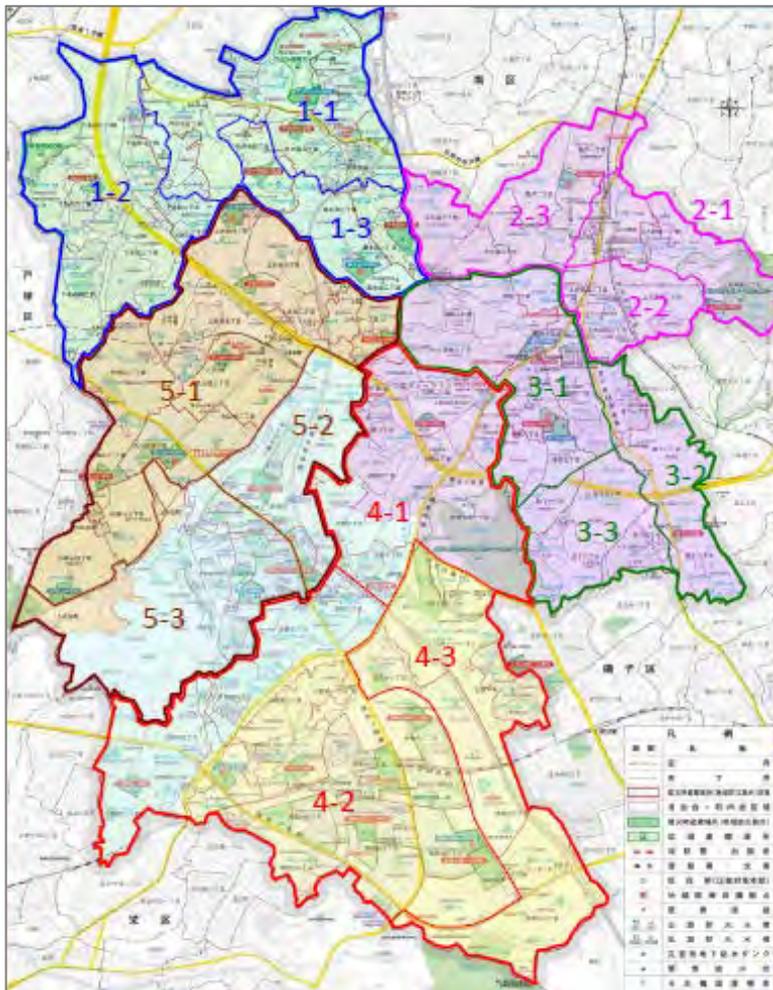
## 港南消防団第五分団第2班について

### 1 現在の器具置場

土地所有者からの立退き要請により、平成31年4月より仮設置場に移転し、現在、器具置場建物はない状況です。

### 2 管轄区域

野庭町、丸山台一丁目から二丁目（一部）、日野二丁目（一部を除く）



### 3 建替え後の器具置場イメージ（鉄骨造、2階建て）



建物正面



建物背面



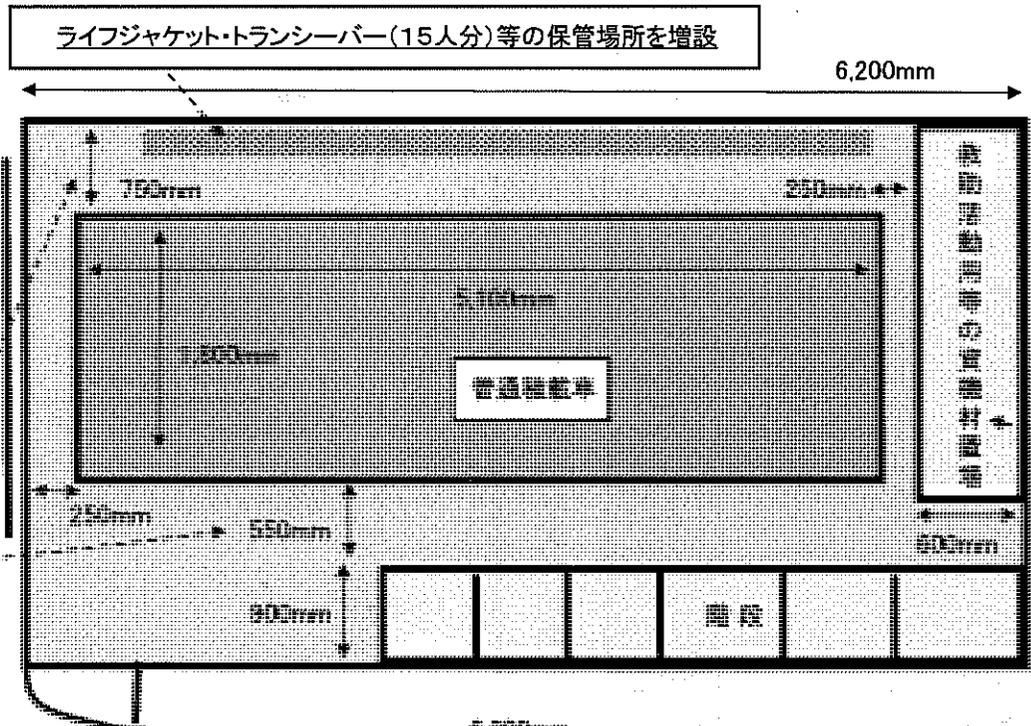
シャッター開放状態

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和2年度	実施設計
令和3年度	工事（工期7か月程度） ※着工時期については、令和3年度の土木事務所解体工事との調整により決定します。 竣工、供用開始

# 新たな消防団器具置場平面図(案) (2階建てイメージ)

1階  
平面図



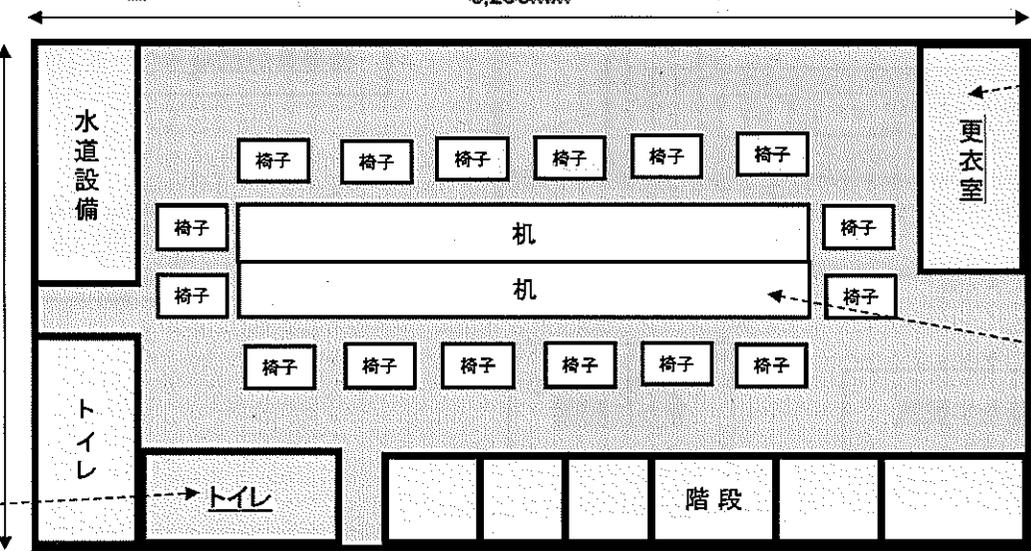
・器具置場部分  
延べ面積: 50㎡  
(建築面積: 25㎡)

○普通積載車(2,000cc)  
全長 5,100mm  
全幅 1,800mm  
全高 2,600mm

・普通車の十分な保管場所の確保  
・誘導員の誘導スペースの確保

資機材の棚を新たに配置

2階  
平面図



更衣室を新たに配置

机・椅子の数を、1班15人の基準を満たせる

女性用トイレを新たに配置

【附帯設備】  
赤色灯、照明器具等電気設備、トイレ、水道設備

## 港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会設置要綱（案）

制定 令和3年3月●日

### （趣旨）

第1条 地域ケアプラザ、コミュニティハウス、南部児童相談所等の3施設を複合した港南区複合公共施設（仮称）の建設にあたり、市当局に対し、区民や利用者の意見を反映させるため、港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### （構成）

第2条 懇談会は、「港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会名簿」の委員をもって構成する。

### （任務）

第3条 港南区複合公共施設（仮称）に関連した施設内容について意見交換を行い、市当局に提言する。

### （任期）

第4条 懇談会の設置期間は、原則として任務の終了までとする。

### （会議の運営）

第5条 懇談会は委員の互選により、委員長1名、副委員長2名を置く。

2 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

### （事務局）

第6条 この懇談会の事務局は、港南区役所総務部区政推進課に置く。

### （附則）

第7条 この要綱は、令和3年3月●日から施行する。



【凡例】

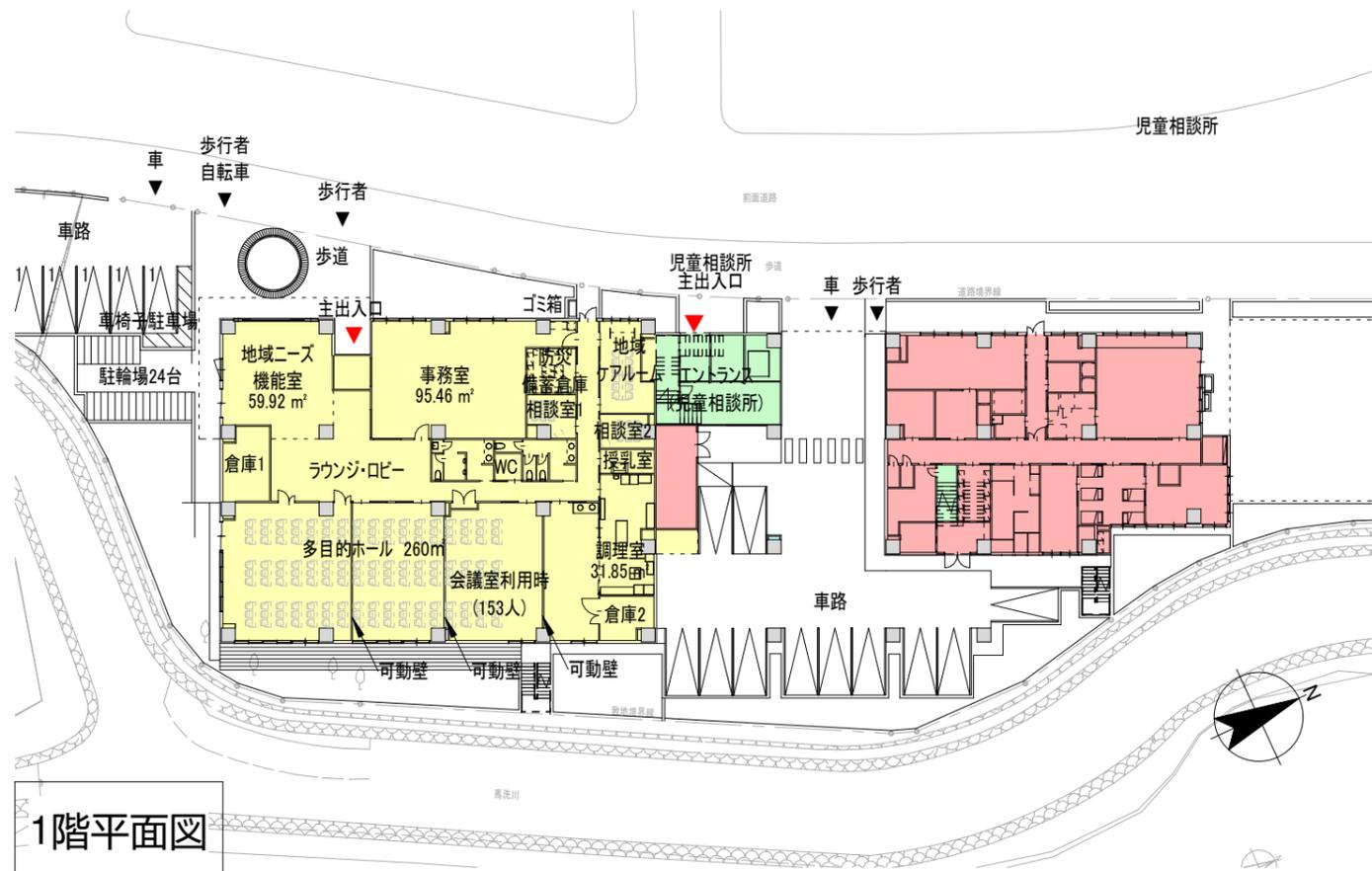
- ケアプラザ・コミュニティハウス
- 保護部門(幼児エリア)
- 共用(保護部門・相談部門)
- 相談部門



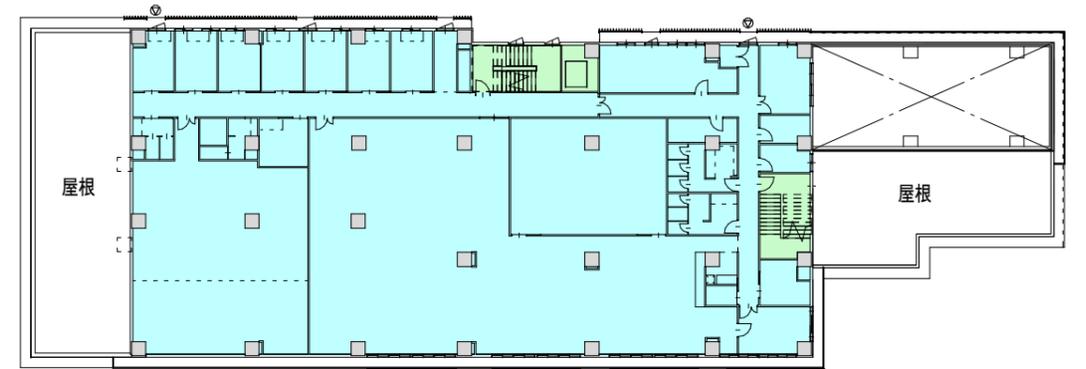
2階平面図



4階平面図



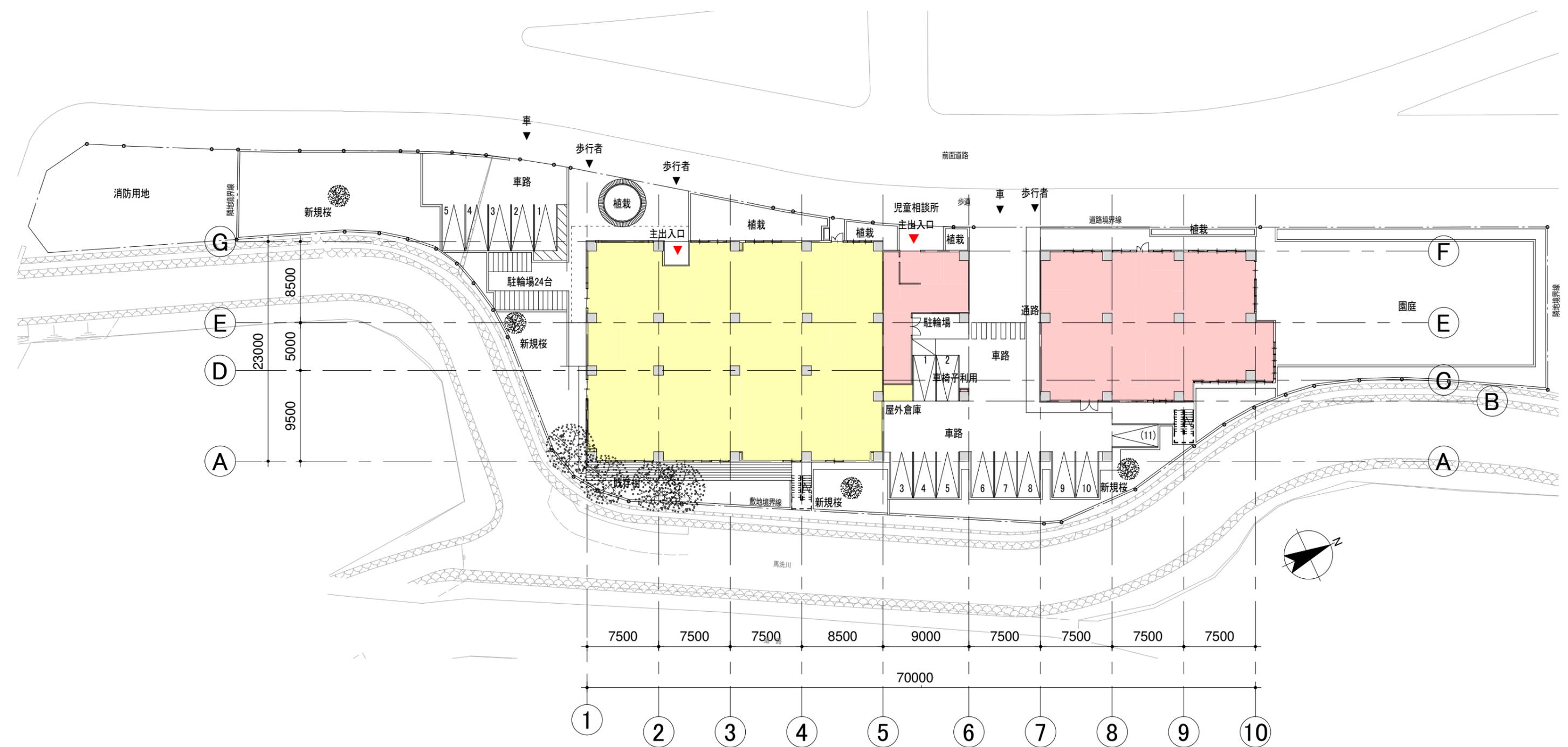
1階平面図



3階平面図

【凡例】

- コミュニティハウス・ケアプラザ
- 一時保護所・児童相談所

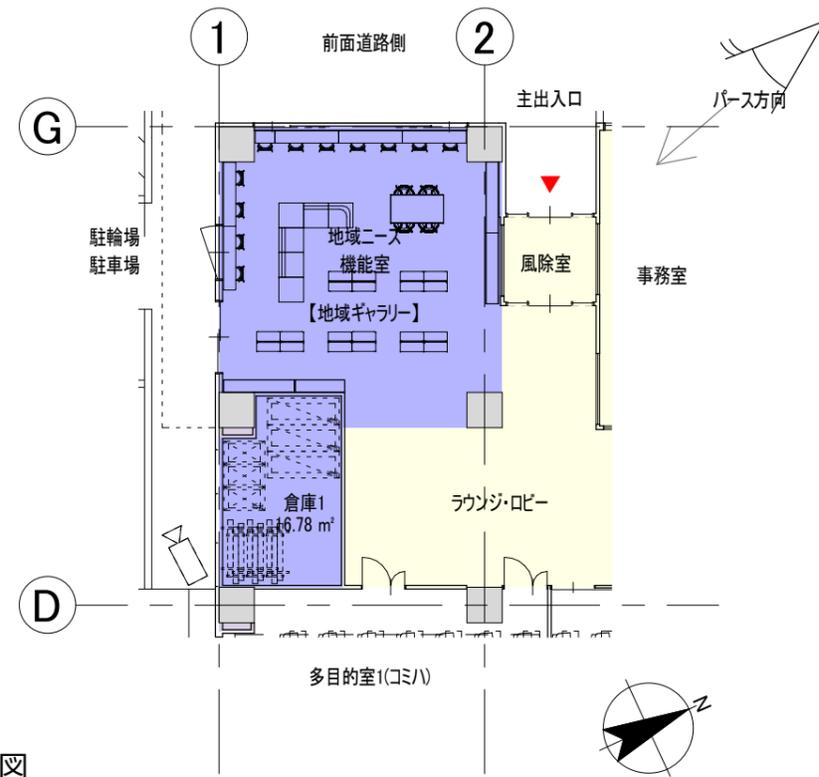






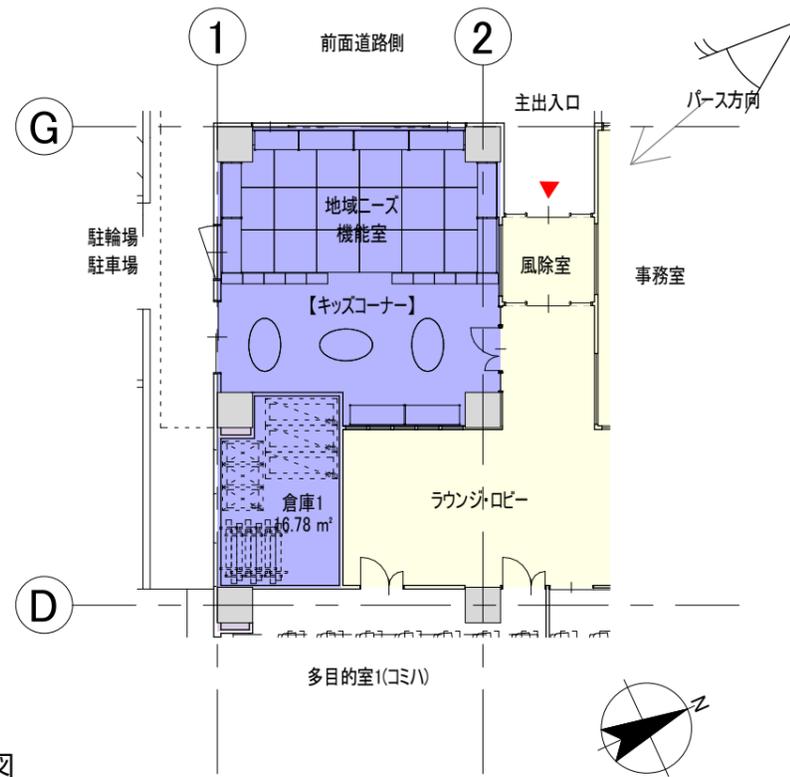


### 地域ギャラリー案



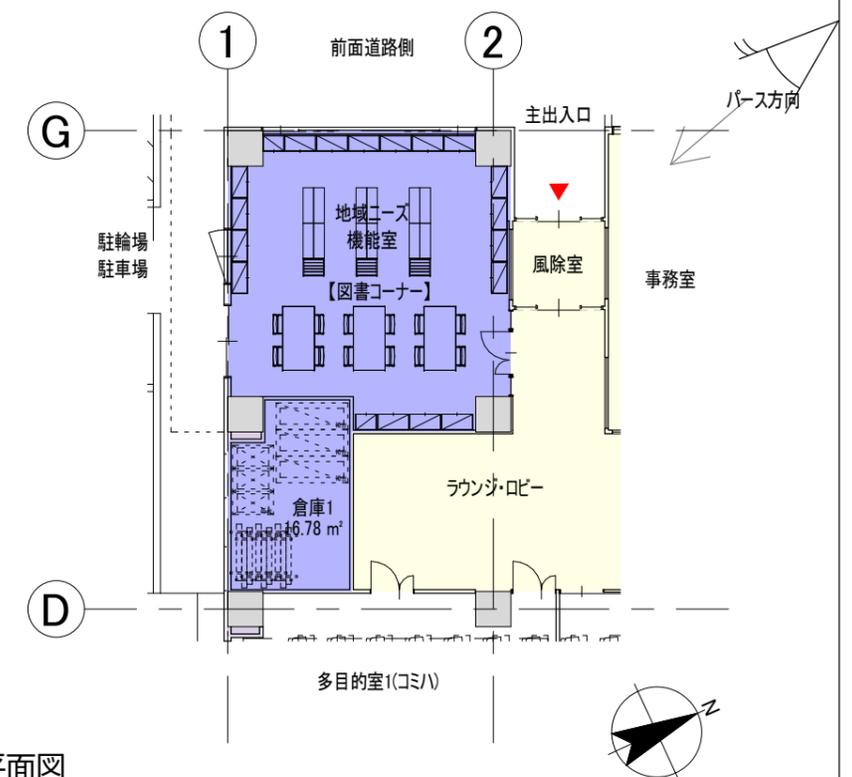
平面図

### キッズコーナー案

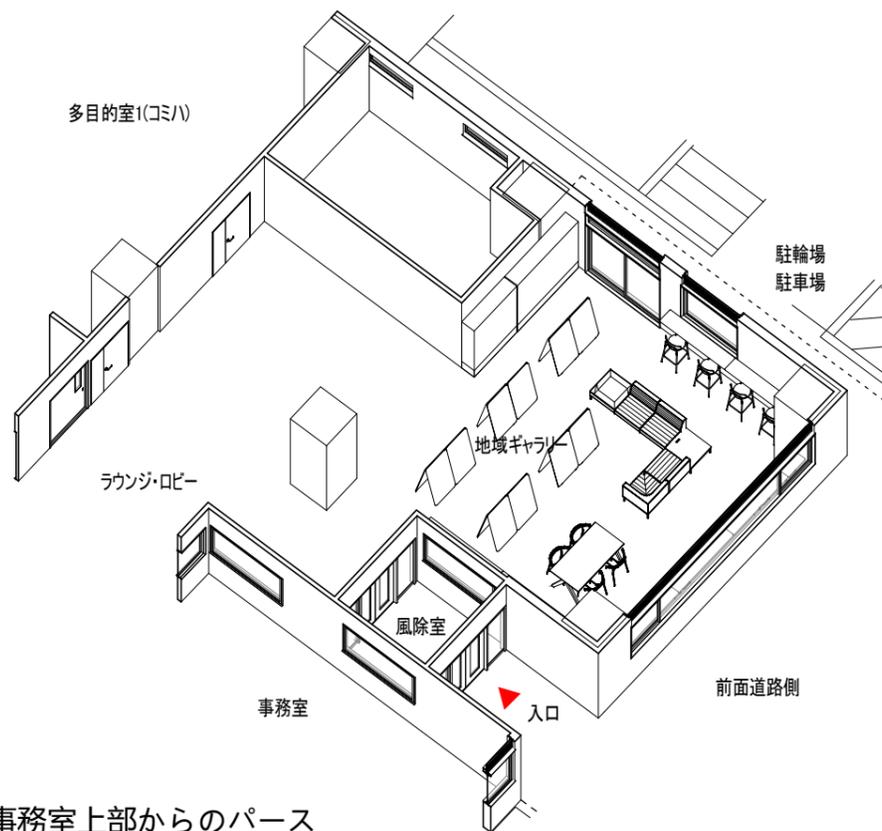


平面図

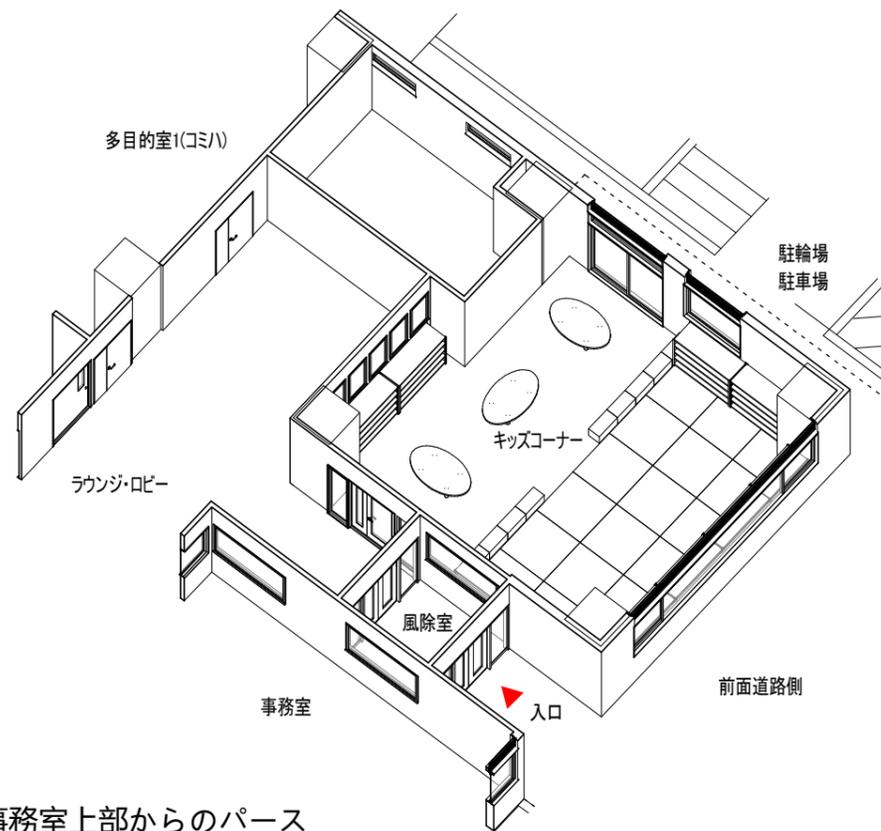
### 図書コーナー案



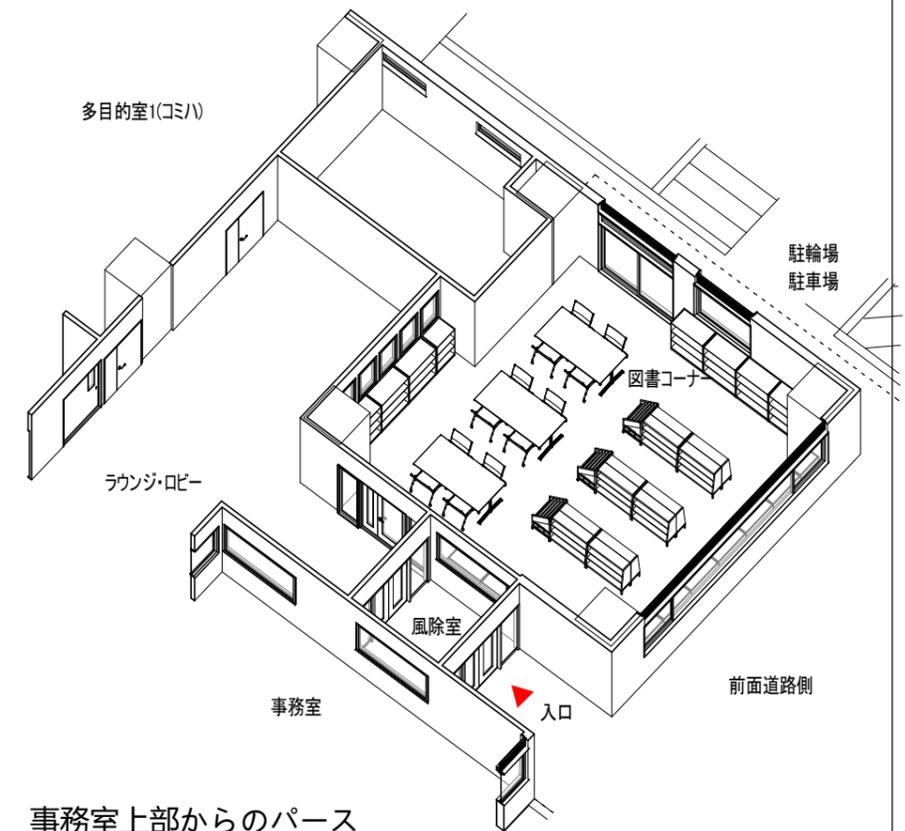
平面図



事務室上部からのパース



事務室上部からのパース



事務室上部からのパース

地域ニーズ提案